



# 消費生活相談

賢い消費者になりましょう！

**商品が安く買えたと思ったら**

～公民館でのSF商法～

相談は  
こちらへ...

役場消費生活センター（町民課内）  
TEL 0796・36・1941（直通）

たじま消費者ホットライン  
TEL 0796・23・1999

※相談無料で秘密は厳守!!

## 【事例】

100円で日用品の販売があるというチラシを見て公民館に出向いた。

会場に着くと、戸を閉められ、閉鎖した空間で販売が始まった。時間に遅れた人は中に入れてもらえなかったようだ。

そのうちに20万円の高額な寝具マットの販売が始まり、断りにくく、後払いで契約してしまった。

## 【ひとことアドバイス】

- ◆日用品が安価で手に入るなどと人を集め「欲しい人」とあり、拳手させて興奮状態にし、最終的に高額な商品を売るというSF商法（催眠商法）です。
- ◆雰囲気流されて契約してしまっても、8日間は無条件に解約できるクーリングオフ制度があります。
- ◆クーリングオフはハガキなどの書面で申し出ができません。
- ◆断りきれずに購入し、「しまった」と思ってもあきらめずにご相談ください。

## 【一人住まいの人へ】 自動通話録音機の購入補助制度をご活用下さい！

町では、振り込め詐欺をはじめとした、電話による特殊詐欺などの被害を未然に防ぐため、4月から、一人暮らしの65歳以上を対象に、自動通話録音機の購入費の一部を補助しています。

制度の内容・手続きなどの詳細については、広報5月号または町HPをご覧ください。